

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成29年12月7日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所小田原支部大会議室

参加者等

司会者 安 藤 祥一郎（横浜地方裁判所小田原支部刑事部部総括裁判官）

裁判官 志 田 智 之（横浜地方裁判所小田原支部刑事部裁判官）

検察官 木 村 健 太（横浜地方検察庁小田原支部検察官）

弁護士 中 川 裕貴子（神奈川県弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 40代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 女性 （以下「5番」と略記）

議事要旨

（司会者）

今日は経験者の方々には、時間を割いて来ていただきまして、どうもありがとうございました。

この会というのは皆様方から率直な御意見、御感想をお聞きして、我々がよりよい裁判員裁判を進めていく上での参考にさせていただきたいということで開いているものです。

したがって、評議の秘密にわたるところは適宜御注意いたしますけれども、そうでないところは遠慮なく正直な御感想、御意見を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今日、私と左陪席の志田が進めさせていただきますが、今回は皆さん方は我々と一緒に裁判をされた方々ですので、我々の自己紹介は必要ないと思います。

つきましては、検察官と弁護士の方に裁判員裁判の御経験も踏まえて簡単な自己

紹介をお願いしたいと思います。

まず木村検事、お願いできますか。

(検察官)

横浜地検小田原支部の検察官の木村でございます。よろしくお願いいたします。

私は裁判員制度が発足した当初から、毎年コンスタントに何件か裁判員裁判を担当させていただいております。昨年4月にこの小田原に来てから、これまでも何件か裁判員裁判を担当させていただいております。

とはいえ我々検察官が裁判員の方々から直接御意見を頂戴できる機会はそうはございませんので、本日は本当に楽しみにしてまいりました。是非忌憚のない御意見や御批判等を頂戴できればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

ありがとうございます。

では、中川弁護士、お願いします。

(弁護士)

私は神奈川県弁護士会に所属します弁護士の中川と申します。

裁判員裁判との関わりといいますと、私は平成20年に弁護士登録をしまして、平成22年、24年と2回、殺人未遂、傷害致死という事件を担当しております。その当時はいずれも否認事件でして、私も1年間にわたって弁護活動をした記憶がございます。それ以降は、主に被害者の代理人として裁判員裁判に関わっております。

ですから、個々の事件に関しては関わっておりませんが、私自身にもそのような事件で被害者参加したときの人がいるなど、その程度の認識はあります。

本日は弁護人としてはもちろんですが、被害者の代理人として裁判員の皆様が裁判員裁判の中でどのようにお感じになったのか、いろいろな御意見等を伺いたいと思っております。

また、弁護士会の方から本日数名、傍聴人が入っておりますけれども、いずれも裁判員裁判に関心を持って担当している弁護士です。皆様の忌憚のない御意見を参考にして弁護活動に邁進していきたいと思っている者ばかりですので、よろしくお願いします。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、早速始めさせていただきますが、皆さん方、古い事件の方もおられますので記憶喚起が大変かもしれません。事前に当時の資料もお配りしていますので、それを見ながら御参加いただければと思います。

それでは、1番さんから順次、担当した事件の内容を私の方で簡単に御紹介した後、感想などをお聞きしたいと思います。

まず1番さんが経験された事件は強姦致傷の事件であります。内容としては、被告人が夜間歩行中の女性を駐車場に引きずり込んで強姦して傷害を負わせたという事案でした。

判決までの審理日数、公判の日数は3日間、評議は2日間弱で判決まで至っていたという事案ですね。

まず1番さん、何か感想、あるいは御意見などがあればお聞きしたいと思います、どうでしょうか。

法廷を見られたのは今回が初めてだったということですか。

(1番)

初めてです。

(司会者)

初めて見ての感想とか、その点はいかがでしたか。テレビで見たのと違うなとか、いろいろあったかと思うのですが。

(1番)

どちらかというとテレビで見ている感じ、逆側からですけども、同じような感

じかなという感じは受けました。

(司会者)

審理、つまり公判、法廷に出たの審理が3日間、評議が2日弱と、合わせて5日間のスケジュールでしたが、この日数に関してはどうでしたか。負担感が強かったとか、そこも御感想はあるかと思いますが、そこはどうですか。

(1番)

仕事柄、結構休みが自由に取れたので、3日間とかであれば特に問題はなかったです。特に今回の件で言えば3日間でも十分話し合えたのかなという感じ、ちょうど短くも長くもない感じでした。

(司会者)

ありがとうございました。

2番さん、3番さん、お二人は同じ事件ですね。これも住居侵入、強姦致傷の事案です。内容としては、被告人がまず一つ目として、夜間歩行中の女性に対して背後から股間に手を差し入れ、着衣の上から陰部等を手で触るわいせつ行為を行って、二つ目として、夜間、女性方に侵入した上、この女性を強姦しようとしたが抵抗されて、この件は未遂に終わったと。逃走しようとした際に女性を引きずるなどの暴行を加えて傷害を負わせたという事案ですね。

判決までの審理日数が4日、評議は2日弱、合わせて6日程度のスケジュールだったという事案です。

まず2番さん、御感想、御意見等はどうですか。

(2番)

私は個人的に初日が自分の中でもったいなかったなと思っています。

裁判員の選任手続があつて、その後すぐ裁判が始まって、始まる前に少し御説明はいただいたのですけれども、自分の中で理解はしているつもりでも、あまりかみ砕けていないような状態でいきなり裁判員の席に行って、私は傍聴席には行ったことがあるのですけれども、入ってみて、ここなんだと思いました。

その段階で弁護側も検察側も、こういうことがあって、こういうことで裁判をしますというようなことをおっしゃっていたような気がしたのですけれども、そこをうまく重大さとかに気付けていないまま最初の休廷を迎えてしまって、休廷のときにいろいろ御説明をいただいて、そうなんだ、これからこういうことをするんだ、ちゃんとメモをしないとなどと思ってしまったところがありましたので、最初が自分の中ですごくもったいなかったなと思いました。

(司会者)

それは、選任から実際に法廷に入るまでの期間がもう少しあればよかったということになるのですか。

(2番)

期間というか、もう少し時間があるとよかったかなと思いました。

(司会者)

全体で6日のスケジュール、この点はいかがでしたか。負担があったとか、そうでもなかったとかは。

(2番)

私は裁判員をするに当たって会社の方から特別休暇をもらえるところに勤めていたので、休むこと自体は大丈夫でしたし、たまたま忙しい期間でもなかったもので、そこは特に問題はなかったと思います。

(司会者)

体力的にしんどかったとか、そういうところも特にはありませんか。

(2番)

なかったです。

(司会者)

3番さんはいかがですか。

(3番)

このような機会を今までやったことは全くありませんでしたし、まさか自分がこ

のような機会にこのような経験をするとは全く思ってもいなかったもので、非常に貴重な経験をさせていただいたと思っております。

終わってから思ったことなのですが、実際に起こったこと、実際に被害を受けた方、実際に何かをしてしまった方、この三つがそろって実際の話を決めなくてはいけない。果たして私がやってよかったのだろうかという思いが後から残っております。

(司会者)

ありがとうございます。

やはり6日のスケジュール、この点についてはいかがでしたか。

(3番)

やはり1週間、職場から離れようとするとは後からの負担が結構あったなと思いました。

(司会者)

6日のスケジュールでしたが、審理の内容、濃さ、薄さもあると思うのですが、これに6日もかかるのか、あるいは6日でも足りなかった、そんな感想はありますか。

(3番)

一つ一つ全部の裏付けをとって詰めていかななくてはいけないとなれば、やはりそれだけの時間は必要だったと思います。

(司会者)

一応、必要十分な審理ができたと聞いてよろしいのですか。

(3番)

はい。それで結構です。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さんの事件は殺人未遂ですね。内容としては中学生のころから引きこもり生

活を送っていた被告人が、兄が大きな生活音をたてることなどに不満を募らせて、兄とけんかになることなどに備えて果物ナイフを自室で保管していたところ、当日兄がうなり声を出したなどというら立って、果物ナイフの刃を握った右手で兄の腹部をたたいたものの、兄に反撃されて激昂して殺意を持ってこの刃で兄の腹部、背部を数回突き刺したと。しかし、祖父に制止されたため未遂に終わって、その際に兄に傷害を負わせたという事案ですね。

今までの事件は皆、自白、認めていた事件ですけれども、この件に関しては否認事件だったということです。

判決までの審理日数は6日、評議はほぼ3日と、合わせて9日間のスケジュールだったという事案ですね。

4番さん、御感想等あれば、どうでしょうか。

(4番)

まず裁判員の選任手続の際、来たときに、選任手続に来ている人たちが20人以上いたと思います。そのときに選ばれるとは思っていなかったですけれども、選ばれたいなと思って来ていたので、選ばれたときはよかったなというか、やってみていな、一生懸命やりたいなというところで始まりました。

事件の内容を聞いて、法廷に入って審理し始めてからですけれども、いろいろなつながりが、兄弟のけんかの延長線上っぽく見えますけれども、それに対する今までの生い立ちとか被告人の性格等、普通に考えることだけで判決を出せるような事件ではなかったもので、刑を決めるというところからやらなければいけなかったもので、大変ではあったのですけれども、すごく今後のためにはなったかなと思っています。

(司会者)

この事案は殺意の点だけではなくて、被告人の暴力的な問題、あるいは今後、家族とどうやっていけばいいのかといった事件で、鑑定もやっている事案でしたね。

(4番)

そうですね。

(司会者)

たしか責任能力の鑑定ではなくて情状鑑定を行ったという事案で、その関係もあって9日かかってしまったのですが、この9日間というのはどうでしたか。

(4番)

いろいろと調べていたときに平均5日間ぐらいだということを見てきたので、9日というところが最初に伝えられたというか、選任に来る前にはわかっていましたけれども、そのときには少し長いなというのは思いました。

ただ、会社の方としては、決まったらしっかりやりなさいという話で、特別に休暇もいただきましたので、そこに関しては大丈夫です。

(司会者)

体力的、あるいは気力の問題、そういった点はどうでしたか。

(4番)

実際、職場に通っているというところからすると、小田原は近いので楽は楽でした。

(司会者)

ありがとうございます。

今、4番さんから少しお話があったのですが、候補者と呼ばれてインターネットでいろいろ調べてきたという方は他におられますか。

やはり5番さんもですか。

では、5番さん、その点もあわせてお聞きしたいと思います。

5番さんの事案が危険運転致死、赤色を殊更無視したわけではないとやはり否認をされた事件でしたね。内容としては、被告人が普通乗用車を運転して信号交差点を直進するに当たり、交差点入口の停止線の手前で自分の対面信号が赤色信号を表示していて、先行車両が信号表示に従って停止しているのを認めたのに、この信号表示を殊更に無視して、対向車線上を走行して先行車両の右側方を進行して交差点内に進入したことによって、右方道路から進行してきた男性が運転する普通自動二

輪に衝突させて、この男性に傷害を負わせて死亡させたという事案でしたね。

判決までの日数が8日、評議は5日弱ということですね。

これについて、5番さんは何か御感想等がありますか。

(5番)

一番思ったのは、確かに何の過失もない人を死に至らしめたという結果というのは非常に重大なことだとは思いますが、交通事故というのは運転免許を持っている方であれば、もしかしたら誰かが起こすかもしれない罪なので、起こした状況やそのときの気持ちなどを過去の事例などと照らし合わせて、相対的に正しいかどうかというのは、危険運転致死罪というのが新しい罪ということもありまして、そのときも難しいと思っていましたし、今でもどうなのかなというのが実はもやもやとしてあります。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さんは先ほど、事前に調べていたということで手を挙げられていましたけれども、どんなことを調べてこられたのですか。

(5番)

一般的にどんな流れで行われるかとか、例えば服装はどういう服装で行ったらいいかなどということも含めてですね。

あとは、心構えとして、例えば私などは今回、運転免許も持っていないのですが、けれども、どんな人でも参加してもいいのかといったようなことも含めてです。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さんも先ほど、調べてきたとおっしゃっていましたが、どんなことを調べてこられたのですか。

(4番)

裁判所のウェブサイトを見て、どんな事件かを調べました。殺人未遂ということ

だったので、他の殺人未遂でどんな事件でどういう判決が出ているかというのは調べました。

ただ、来て裁判をやって少し思ったのですけれども、そこまで調べてはだめだなというのは思いましたね。

(司会者)

それは、なぜそういうふうに思われたのですか。

(4 番)

やはり先に調べたことが頭の中に残ってしまっていることがあるので、逆に調べないで真っさらで来た方が、もっとちゃんとした自分の中の答えが出てくるかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、全般的な御感想等をお聞きしましたので、今度はもう少し各論に入っていきたいと思います。

まずは冒頭陳述、御記憶かと思いますが、審理の最初に検察官、弁護人の方から自分たちが見た事件の内容をいわばプレゼンしてもらう手続ということになります。まず、この点について検察官、弁護人、どちらでも結構ですが、その冒頭陳述を御覧になって、何か御意見、御感想があれば伺っていきたいと思います。

1 番さん、いかがですか。

(1 番)

検察官のお話は、あつたことを聞いてそのままとめてという感じで、わかりやすいというか、いいのかなというところでした。弁護士さんの方も、弁護士さんなので弁護しているという感じが強いなという感じで聞いていました。

(司会者)

恐らくこれは被告人も認めている事件だったので、冒頭陳述自体は割とあっさり終わっているのかなという感じがするのですが。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

これは先ほどお話ししたように、検察官と弁護人が自分たちが立証する内容のガイドラインみたいなものを示すということなのです。後で証拠調べをして、その検察官、弁護人の言っていることが正しいかどうかを確認しようということをやっていたと思うのですが。

後で証拠調べしてみて、冒頭陳述が違うのではないかとか、そんな感想を持ったことはありましたか。

(1 番)

それはないです。

(司会者)

そうすると、検察官、弁護人の最初の主張どおりの証拠調べが行われて、それがすんなり頭に入ったという感じですか。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

2 番さん、いかがですか、冒頭陳述に関して。

(2 番)

多分、専門家の方だけでお話をされるのであれば、恐らくもっとさくさくと話が進んだのかなというくらい、一つ一つかみ砕いてすごく丁寧に説明をしていただいたのかなという印象を受けました。

(司会者)

それはこれから何が行われるかというものを示してもらうものとして、すんなり頭に入ったということですか。

(2番)

最初に文になっているものを見て、多分それだけでは意味がわからないというか、具体的にどういうことだったのかというのが私たちにはわからないのですけれども、そこを細かいというか詳しい説明を加えながら、すごくかみ砕いて双方の方がお話しただいていたという印象があります。

(司会者)

どちらかというと、あれよあれよという間に始まってしまって、頭の中に入らなかった面もあるのですか。

(2番)

すごくそこがもったいなかったと思います。

(司会者)

こちらが気になるのは、その冒頭陳述という手続とその後の証拠調べということとを皆さん方が区別されていないのではないかということが、どうしても引っかかるのですが、そこはどうですか。

今、検察官、弁護人がやっているのは、検察官、弁護人なりの事件の説明であって、それが本当に行われたことではないという意識を持って聞けたのかどうか、そこはどうですか。

(2番)

最初からもう、やりましたという方だった気がするのです。なので、あまりそうは思っていなくて、一つのやってしまったことに対して、一方はこういう見方で、もう一方はこういう見方でということでお話をされているのかなと私は思っていました。

(司会者)

罪状認否というところで被告人が、そのとおり間違いありませんと言ったというせいもあるのですね。

(2番)

はい。

(1 番)

多分自分もそうです。

(司会者)

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

3 番さんはいかがですか、冒頭陳述に関して。

(3 番)

本当にこういった資料を見るのすら初めてだったので、こんなふうに始まるのねという感じで始まって、初めてこういった書面を拝見いたしました。今、これを改めて拝見して思い出すのは、必要なところだけ書き出していただいて、これから何がどういう話に、あらすじではないですけども、どういう起承転結があるのかなというのがよくまとまっている内容でこちらに提示いただいたと思います。

(司会者)

それは検察官、弁護人、両方とお聞きしていいのですか。

(3 番)

そうですね。本当はこの公判に入る前の手続のときに、裁判官から黒か黒でないか、それを見なくてはいけないということをおっしゃられたのを記憶しているので、すけれども、黒ではないのであれば、それは認めてはいけないというお話でしたので、これからどういうことを認めて、本当にあったかなかったか、それを認めていなくてはいけない、その判断資料としてこういった内容で必要なところだけ書き出していただいたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

4 番さんの事件ですと、やはり否認の部分があったので大分詳細なものが出たかと思うのですが、その点、御感想はいかがですか。

(4 番)

メモを見ながら冒頭陳述を聞いて、事件の内容、犯行当時の状況というのは頭に入ってくるような冒頭陳述のメモでしたし、陳述だったと思います。

あとは争点もしっかり書かれていますので、そういう意味では入りやすかったかなというのが感想です。

(司会者)

検察官の冒頭陳述に関しては、事件の導入の部分としては非常にわかりやすかったという御感想ですか。

(4 番)

そうですね。

(司会者)

弁護人の方はいかがですか。

(4 番)

弁護人の方は、そういう意味では検察側よりは、こうなのですよ、こういうふうには被告人は思っていますよというところや、こういう状況ですというところが多く書かれているなという印象はあります。

ただ、検察の方にはない、例えばナイフの実物大の長さがこれくらいですというのが書かれていたり、家族構成はこんなですよというのが書かれているところなどは、検察とあわせて見るとわかりやすいなと思うところです。

(司会者)

そうすると、弁護人の方は弁護人の主張、あるいは着眼点を踏まえて、きちんと書かれていたということですか。検察官の方では触れていないのだけれども、弁護人の方で必要だと考える事実はきちんと説明されていたということですか。

(4 番)

はい。そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さんの事件は少し他の方の事件と違いまして、弁護人が冒頭陳述などの書類を出さない主義の人でしたので、検察官の冒頭陳述だけしか書類は残っていないのですが、一応、両方お聞きになってみて御感想等はどうか。

(5番)

検察官の冒頭陳述に関しては、資料に残っていますようにちゃんとまとまっていて、本当に過不足なく御説明いただいたという印象がありました。

自分自身の中では運転免許を持っていないために、例えば時速何キロで何メートル前で止まってといったようなところが感覚的にこの時点ではわからなかったのですが、とりあえず数字も含めてお出しになっていたのも、多分必要なことは最初に全ておっしゃったのかなという印象でした。

(司会者)

ありがとうございます。

冒頭陳述をされる立場の検察官、弁護士の方からも御感想、あるいは御質問があればということですが、まず検察官、何かありますか。

(検察官)

先ほど2番さんからどういうことだったのか意味がわからなかったという御指摘もいただきましたし、また5番さんからは危険運転致死という非常に難しい事件で、おっしゃるとおり細かい数字とかがいろいろ出てくるような事件でございましたので、非常に難しかったのではないかと思います。

我々としてもどこまでの情報を冒頭陳述の中で書くのか、どこまで盛り込むべきなのか、そこら辺は証拠調べに回して冒頭陳述には書かないでおいた方がいいのではないかと、そういうのを非常に悩みながら作成しているところが実情でございます。

そういった観点から、どういう情報や説明が冒頭陳述の中であつたら、その後の証拠調べでよりわかりやすかったのか、また後から考えて、こういうのも最初知っておけば証拠の見方なども違ったなというのがあろうかと思いますので、何かそのあたりで御意見や御感想等がございましたら教えていただけないでしょうか。よ

ろしくお願いします。

(司会者)

どなたか御発言いただける方はおられますか。

では3番さん、どうぞ。

(3番)

証拠調べに入ってから防犯カメラの映像を拝見したのですけれども、こちらに書かれている日付と時間と実際の防犯カメラの方で記録している日付と時間にずれがあったのです。そういったところで、あれ、これが違うのだけだなと思いながら最初は進んでいきまして、どうしちゃったかなと思っていたら、違うことはよくあることなのですよというからくりが出てきたのですけれども、もし全然わからない人が見て、何なのだろうかと引っかかりそうなところがあれば、それをこちらに加えていただいてもいいのかなと思います。

(検察官)

それは防犯カメラの時刻の誤差ということですか。

(3番)

はい。

(検察官)

わかりました。

(司会者)

他の方はいかがですか。

やはり我々が気にするのは、情報過多になってしまうと、かえって頭に入りにくいということを心配します。情報がなさ過ぎても事件の全体像がわからないまま証拠調べに突入してしまうので、それはそれでわかりにくいだろうという心配もあります。

どの辺が一番簡にして要を得た冒頭陳述なのか、我々裁判官も検察官も弁護人もいつも悩みながらやっているところなのですが、まず御感想として、こんなにいる

いろ一遍に言われてもよく頭に入らないよという御感想を持たれた方はありますか。

特に4番さん、5番さんの事件は否認だったこともあって、かなり詳細だったかなと思うのですが、こんなにいきなりいろいろまくし立てられてもわからないという感想は特になかったですか。

(4番)

特にはなかったです。時系列にもちゃんと書かれていたので、特にはなかったです。

(司会者)

5番さんはどうですか。

(5番)

聞いたときにはわからないことでも、資料として残して後から振り返ることによって、こういうことをおっしゃっていて、これが今、検証しているこれなのだなということを振り返れるのですけれども、何もペーパーがなかったとすると印象だけが残ってしまった気はしました。

(検察官)

それに関連してなのですけれども、懸念しているのは、あまりにも細かいことでわからな過ぎると、そこで理解するのを諦めてしまうので、その後のことについてきちんと説明がこちらとしてもできるのかというので不安になってくるのもあるもので、冒頭陳述の中で恐らく理解できないこともあったかと思うのですけれども、それでも真剣にその後、証拠調べ等で理解していけばいいというふうに冒頭陳述の段階では考えていらっしゃるのかということなのですけれども。

(5番)

私たちの回に関して言うと、やはり人一人、あるいはその家族の人生を決めることであるので、多分皆さん、睡眠不足だったりいろいろなことがあったと思うのですけれども、最初からとても真剣に聞いていらしたと思うのです。

私自身もわからないことは実はたくさんあったのですけれども、できる限り一言

漏らさず聞こうと思いましたし、わからないことはその後に質問の時間や機会を設けていただきましたので、そのときに質問しようと思いました。

ですから、必要なことは最初におっしゃっていただいたりメモを残しておいていただいた方がいいのではないかと思います。

(検察官)

ありがとうございました。

(司会者)

中川弁護士はいかがですか。

(弁護士)

今のと関連するかもしれませんが、先ほど2番さんがいきなり始まって冒頭陳述が何が何だかわからなく始まって、もったいなかったとおっしゃっていましたが、そもそも皆さんは冒頭陳述が始まる前に裁判所から、この事件はどうかではなくて、裁判というのはどういうものか、冒頭陳述ではどういうことを言うのか、はっきり言えば、この裁判ではどういうところを見て裁判を考えていってほしいかという話がまず出るのですよ、その後、証拠調べなのですよという手続の流れというもの、冒頭陳述はそういう観点から聞いた方がいいですよというようなアナウンスというものはもともとあったのでしょうか。

(2番)

流れの説明はしていただいていたと思います。どういう観点で聞くかということは、そんなに細かくはおっしゃっていなかったような気はします。

ただ、自分の中で裁判が実際に始まるまでの間に、裁判員になっちゃった、選ばれちゃった、どうしようみたいな気持ちが落ち着いていなかったかなと思ったのです。

(弁護士)

わかりました。そうすると、気持ちが落ち着くまでの間がなかったから、落ち着いて裁判に集中できなかったという感じですか。

(2 番)

その落ち着く時間が少し欲しかったなと思いました。

(弁護士)

弁護人としては、冒頭陳述のスタイルをどうしようかというのはすごく悩ましい問題でして、始まったばかりのころは、ペーパーレスでお話をした方が皆さんにわかりやすいのではないかという話もあったのです。

そこで皆さんに伺いたいのですが、弁護人としてどの程度のものを出した方が皆さんにわかりやすいのか。もちろん否認事件と認めている事件では全く違うのですが、例えば弁護人がお話をしているような簡単な骨だけみたいなメモのようなもので、皆さんがそれに書き込みながら聞くようなタイプ、あるいは弁護人が読み上げているようなお話をしている詳細な文章型の原稿そのものに近いようなもの、あるいは図面化したもの、そういうものが考えられると思うのですが、皆さんだったらどのようなものが弁護人から出れば、検察官に対立する弁護人としてどういうことを立証していく裁判か、主張がわかりやすかったかという御感想、御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(司会者)

皆様方は1回しか見ていないので、比較ができませんから難しいところだとは思いますが、弁護人の方の冒頭陳述を御自身でお聞きになって、ここをもう少しこうしていればよかったのではないかという御感想を持ったことはありますか。

(弁護士)

あるいは、こうだったからわかりにくかったという形でも構わないのですけれども、いかがでしょうか。

(司会者)

1 番さん、どうぞ。

(1 番)

彼は反省しているのですよというのであれば、何をどう反省しているのかなとい

うのが見えてこない、言葉だけで見えてこないから、何か資料みたいな、証拠ではないですけども、ただ言葉で言っただけではあまり伝わらなかったかなという感じがしますね。

検察官との対峙が特になかった感じがしているので、ここは違うのですよみたいなものは感じられなかったなという感じがします。

(弁護士)

そうすると、冒頭陳述で検察官が出してきているものと対立する弁護人が出しているものが、対応していなかったという印象だということなののでしょうか。

(1 番)

そうですね。

(弁護士)

対応していて、お互いに両方見比べられるような感じになっていれば、わかりやすかったという感じですか。

否認事件の4番、5番などは特にそういう点が求められるのかなと思うのですが、そういう点は実際のところはどうなののでしょうか。

(司会者)

5番さん、どうぞ。

(5 番)

検察官の方は事実の積み上げで、こういうことがありましたということだったのですけれども、弁護人の方はその大前提が崩れるとこうだとか、それが事実でないとしたらこうだとかという話だったのですね。

でも、私たちには、大前提を崩すその根拠であるとか、事実でないとするその根拠とかを知りたかったというのがありました。それが示されなかったので、いま一つぴんと来なかったという感じです。

(4 番)

弁護人の主張が幾つか書かれていて、そこで争うところ、争点がわかりますとい

うことでは、そういう書き方をしているのはいいかなと思います。

ただ、やはり簡潔に何をどう争いたいのかというか、弁護人の主張はこうだというところを箇条書きにというか、短い文章で書いていただけると、あとは聞きながらメモをとりやすいのかなと思います。

それもなくなってしまうと、逆に今度は全部メモをとっていかなければいけないというところでは、今回、ちょうどいい感じではありました。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

次は証拠調べというところに入っていきたいと思います。

今、お話ししたように、冒頭陳述というのは検察官、弁護人がそれぞれ証明しようとするストーリーを明らかにしてもらおうプレゼンだということでした。これが説明しているのは検察官、弁護人のストーリーです、それが本当かどうかをこれから証拠調べによって確認していきましよう、こんな説明はしていると思うのです。

そういう意味で証拠をどういうふうに見るのかという説明をしていると思うのですが、実際、見ていただいてどうだったかということをお聞きしたいと思います。

1 番さん、まず証拠調べに入ってから、捜査報告書の内容を検察官が読み上げるとか、そういった手続なのですけれども、何か御感想などはありますか。

(1 番)

最初の冒頭陳述で言ったとおりというか、そのままの流れで今度は写真とかが出てきて、証拠というか事実の積み重ねで行ったのかなというので、わかりやすいと言えわかりやすいので、疑問になるところは特になかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

2 番さん、いかがですか。

(2 番)

具体的な説明と、写真での説明、防犯カメラの映像などが具体的に出てきたので、箇条書きだったり文になっている部分が具体的にイメージできるようになったかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしたか。

(3番)

本当に全く知らない状況でこの事案に関連した立場から言うと、防犯カメラの映像ですとか再現された写真ですとか、そういったものを具体的に見せていただいたので、非常にわかりやすかったと思います。

(司会者)

1番さんから3番さんまでの事件はいわゆる自白事件といって被告人は認めている事件でしたので、恐らく被害者のお話というのは供述調書の読み上げという形で行われたかと思うのですが、その点について、わかりやすかった、わかりにくかった、あるいは長かった、短かった、そんな御感想はありますか。

あるいは、被害に遭った女性の被害の状況だとか気持ちなどもやはり調書という形で聞かされたと思うのですが、精神的に少しショックを受けたとか、自分も嫌な気持ちになってしまったとか、そんな御感想があればお聞きしたいのですが、いかがですか。

(2番)

具体的な被害者側の視点で、こういうことをされてと、大体何があったかというのは冒頭陳述の方でも言われていたのですけれども、実際、被害に遭われた方がこういうふうにしたというところが、文ではありますけれども、それがわかって、こういう若い子がそういうことをされたら本当に嫌だろうし、暗い夜道だし、本当に大変だったのだなということにはわかりました。

(司会者)

そうしますと、供述調書の読み上げという形で十分事件の内容も被害者の気持ちもよく伝わったということですか。

(2番)

はい、そう思います。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、証拠調べに関していかがですか。

(4番)

証拠調べに関して言うと、何人か証言者が犯行時の状況を説明してくれたのですが、けれども、まず証言者によって違うところがあったり最初に言ったことと違ってしまったりというところで、犯行当時みんな興奮していたというところもあって、どういう状況なのかというのがわかりづらかった。しょうがないところではあると思うのです。

あと、刺された箇所の写真だとか3Dを使っただけの状況、位置がこうでこうやって刺されたのではないかというのはわかりやすかったです。

ただ、それに対して弁護人が何も言わなかったのは、それでいいのかなというところは感じました。

あと証拠としてナイフがあったのですが、当然触れないので、段ボールで作ってもらったナイフの刃のところはすごくよかったなど。みんなで持って、どうやって持っていたのだろうねというところから始まって、というところなんです。

(司会者)

4番さんの事件は被害者である被告人の兄とおじいさんの二人を事実に関する証人として聞いて、それから被告人質問を聞きましたので、それぞれ言っていることが違うというのは当然出てきましたね。

尋問をされる検察官や弁護人の質問はどうでしたか。うまく引き出せているのかな、あるいはちょっとよくわからないな、いろいろあったと思うのですが。

(4番)

質問している弁護人の方と検察官の方も苦勞しているなという感じで見ていました。多分当日というか調書をとったときに聞いたことと違ってしまっているのかなという感じで聞いていました。

(司会者)

それから、今回、凶器というものが出てきたのは4番さんの事件だと思うのですが、裁判所が作った模造ナイフを持っていたいていろいろやってもらったのですが、実際に凶器そのものも見ていますね。

(4番)

はい。

(司会者)

それから、少しけがの写真などもあったと思うのですが、その辺はどうですか。精神的に負担だったとか、特に何も感じなかったとか、その辺の御感想はいかがですか。

(4番)

私は感じませんでした。ただ、白黒にするという配慮をしてもらっているというところもあるので、本当のカラーの写真を見たときにどう思うかという、また別かなとは思いますが。

(司会者)

4番さんから見て、他の裁判員の方々のその辺の反応はどうですか。裁判所はその辺が非常に気になる場所なのですか。

(4番)

女性の方も何人かいましたけれども、白黒だったので、あまり嫌だという感じではなかったかなとは思いますが。

あと一つ、ナイフの柄がどうなったというところが、最初のころは一番気にしていて、何で柄がないナイフを使ったかというところが少しわかりづらいというか、

結局、証拠という意味で誰もわからなかったところにはなってしまったのですけれども。

(司会者)

実はナイフの柄がどうなっていたかというのは殺意に関わってくる事実だったので、検察官も弁護人も苦労して立証していたのですが、結果的にそこはどうでしたか。検察官、弁護人のやり方がわかりにくかったのか、それとも裁判所の説明がわかりにくかったのか。

(4番)

刺したときにはなかったのは、手の傷とかを見て判断はつくとは思いますが。なので、証拠調べとしてはいいのでしょうかけれども。

ただ、それがいつからないのかとか、その柄の付いていないナイフを使うようになったときに、本人も覚えていなかったというところで、何でかなというところがありました。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さんは証拠調べに関していかがでしたか。

(5番)

証拠という点では、目撃者であるとか先行車両の方の証言とかいろいろあったのですけれども。

防犯カメラの録画の内容が少し不鮮明だったのと、時間も本当に正確なのかなというのもあったので、いろいろなことを考えていかなければいけないということで、少しきつい作業ではありました。

(司会者)

証拠一つ一つの内容はどうでしたか。やはり捜査報告書の読み上げとかもあったと思うのですが、そういったものはわかりやすかった、わかりにくかった、そこはどうですか。

(5番)

わかりやすい、わかりにくいで言うと、わかりやすかったと思います。

ただ、それこそドラマみたいに実況見分のときの話を被告人は覆すのだとか、ということはこれは使えないのだとか、目撃者の話は曖昧なのだとかということで、一つ一つ判断の材料が私たちの中で消えていって、少ない中で最終的に結論を導き出すというのは非常にきついことだなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

検察官あるいは弁護士の方からお聞きしようと思うのですが、検察官、何かございますか。

(検察官)

2点ほどお願いいたします。

1点目は我々が報告書の内容を朗読するときなのですからけれども、朗読だけではなくて、モニターにパワーポイントで一部抜粋みたいな形で日付を書いたり、場所を書いたり、そういったものをモニターに映しているときもあると思うのですが、一方で全くモニターに映さずに完全に朗読しているときもあると思います。

どちらがわかりやすいとかはありませんか。

(司会者)

そこはいかがですか。モニターに映している、例えば犯行日時、平成何年何月何日、何時、犯行場所、小田原市何々町何番地、そういうのを映し出して、それを見ながら聞いたりするということがあったと思うのですが、そこは御記憶ありますか。そういうのがなしでさらに耳に聞かされるのと、どちらがわかりやすいかということなのですからけれども。

検察官が捜査報告書をずっと読み上げる、ポイントを例えば犯行現場の写真を出して、カメラの方向はこの矢印ですみたいに説明していたと思うのですが、それ自体を聞いていてわかりにくかった、あるいはわかりやすかった、そこは何か御記憶、

印象はありますか。

恐らく皆様方から何も出ないということは、特にわかりにくいという感想もないのではないかなという感じですけども。

(検察官)

わかりました。結構です。

もう1点は、4番さんの事件に関連するのですけれども、けがの写真をカラーで見たいという方はいらっしゃらなかったでしょうか。

(4番)

私はカラーで見たかったです。ただ、逆にカラーと白黒だと見え方はやはり変わるものですか。傷の見え方というか、やはり2色なので幅が少し短かいとかというのがあるのであれば、カラーで見ないといけないところはあるのではないかと思います。

(検察官)

ありがとうございます。もちろん裁判員の皆さんの御負担を考えて立証していきますので。

(司会者)

今の4番さんの事件は傷の深さとか向きとか、そういうものは殺意に関して重要だろうと。ただ、その生傷を見せて深さ、角度を調べるわけにはいけないので、それで検察官の方は3D化してもらったということなのですね。裁判所としては極力見せない方向でお願いしてやってもらったわけです。

4番さんがおっしゃるカラーで見たかったというのは、どういうことですか。

(4番)

その判断がカラーと白黒だと変わってしまうのかなというところです。

(司会者)

当然裁判所は変わらないからこそ白黒にしてもらっているというところなのですけども、それを抜きにして、私はカラーで全然大丈夫だということなのか、そこ

はいかがですか。

(4番)

それは当然一人ではないので、であればカラーではない方がいいと思います。

(検察官)

ありがとうございました。

(司会者)

中川弁護士、何かありますか。

(弁護士)

私も同じようなことを聞こうと思っていたので、特に今ここではないです。

(裁判官)

左陪席の志田です。今の証拠調べについて、私からも1点御質問させていただきます。

事件によっては専門家の方が証人とか捜査報告書みたいな形で出てきたと思うのですけれども、例えば2番さん、3番さんの事件ですと、これは弁護士さんからの証拠ではありましたが、被告人が精神科医のもとに治療に行っているとか、精神科医の視点からいろいろ説明や今後の治療について出てきたり、そういう専門家の方に証言してもらうというのがあったと思います。

4番さんの事件ですと、たしかお医者さんが来たということはなかったと思いますけれども、被害者の傷の具合の状況に、この傷は深さ何センチぐらいで向きがどうで、こちらが刃の部分でこちらが峰の部分でと、多分そういうお医者さんの観点からの証拠があったと思います。

5番さんの場合は専門家というのはなかったと思いますけれども、赤信号の信号のサイクルがどうかとか、時速何キロで車がブレーキかけて止まるまで何メートルだとか、結構細かい数字とかいろいろ専門的なことも出てきたと思うのです。

そういうところを皆さんが実際、法廷で御覧になって、ずっと入ってきたのか、それとも、よくわからないなというところがあったのか、そういうのを聞かせてい

ただければと思います。

(司会者)

順番にお聞きしていきますか。

2番さん、3番さんの事件は、被告人が性嗜好障害、要するに性的な傾向について少し人と違うところがあって、それを医者にかかって治してもらっているのだと、そういう証人が出てきたと思うのです。その点についてわかりやすかった、わかりにくかった、あるいはこれは関係なかったのではないかと、いろいろ御感想があると思います。

まず2番さん、どうですか。

(2番)

多分私以外の方も、実際にその被告人を診断しているお医者さんの話が出てくるのかなと思って聞いてみたら、実際に診断をずっとしていたかという、面談はしたけれどもいつも診ているわけではないみたいなお医者様で、一般的に性的嗜好を治していくためにはこういう治療をしますというような説明だった気がします。

パワーポイントを使っていたので、何となく内容はわかったのですが、先生のお話自体が理解できたかという、少しこんがらがってしまったような印象を受けました。

(司会者)

3番さんはいかがですか。

(3番)

裁判員にとってその被告人の方と接する時間は、弁護士とか検察官の方と比べて絶対的に少ないと思うのです。そこで、それまでにすり合わせがされていた内容のある方にとっては、そういうことだよね、当然だよねとなるかもしれないのですが、急に初めてそのときに、こういうことがありましたという専門的なお話をされても、だから、こちらはどう判断しましょうかというふうに私は個人的に思いました。

(司会者)

2 番さん、3 番さんの事件では、精神科医のお医者さんがプレゼンという形でざっと説明をされて、その後、弁護人、検察官から質問が少しあったという感じでしたね。

そうすると、専門家の方が自らお話しになったプレゼン部分について少しわかりにくかったということですか。

(3 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

それから、4 番さん、やはり傷を診たお医者さんの話があったり、たしか証拠書類の読み上げだったと思うのですが、被告人が罹患していた精神障害がどのようなのか、知的障害があったのか、そういう読み上げもあったと思うのですが、それも含めていかがでしたか。

(4 番)

傷の具合についてお医者さんの証言があったのですが、客観的に、こういうところを刺されたらどのようなことになるかというところはわかりました。

ただ、当時この状況で、お医者さん方が記憶しているのは少し昔のことだからという言い回しを結構していて、当時の傷だとどうだったかというのは少しわかりづらかったかなというところはあります。

あと、精神的なところでいうと、当然精神的なところは自分ではわからないところが多数あるので、そういう意味では被告人がどういう人なのかというところを聞く分にとってはすごくよかったというのが感想です。

(司会者)

ありがとうございます。

それから、5 番さんの方は、制動距離がどうだとか、少し計算とかがあったかな

と思うのですが、そこはどうでしたか。

(5 番)

先ほど申し上げたように、私自身が運転免許を持っていないので、本当の意味では多分わかっていなかったと思うのですけれども、わからないなりに他の人に聞きながらわかるように努めていました。

(司会者)

そうすると、本来なら自動車工学の専門家とかにいろいろ説明してもらわなければいけないところかもしれませんが、今回の事件に関しては証拠を見てある程度理解できたということによろしいのですかね。

(5 番)

計算式のようなことでは理解をしましたが、例えば時速 35 キロというのは人がぶつかったら人が亡くなるような時速でしょうかといったことを感覚的に理解することはできなかったのですが、事実として人が亡くなっているわけなので、計算式に当てはめると、この辺で認識して、例えばブレーキを踏んでいれば大丈夫なはずだったのにみたいなことは計算式の中では理解できました。

(司会者)

ありがとうございます。

今の点に関して、検察官あるいは弁護士の立場から何かございますか。よろしいですか。

次は論告、弁論についてお聞きしたいと思います。

これは冒頭陳述とは違って、証拠調べをした結果を踏まえて検察官、弁護人がそれぞれの事件の見方をまとめて述べてもらうという手続です。論告、弁論に関して、また御意見、御感想をお聞きしたいと思います。

1 番さん、いかがでしたか。

(1 番)

わかりやすいと言えばわかりやすかったです。特に何の問題もなかったです。

(司会者)

もちろん簡単な事件であれば簡単に説明してもらって、わかりやすくやるのが一番いいのですけれども、そういう意味では事件に応じた適切な分量、内容だったという感覚ですか。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

2 番さんはいかがでしたか。

(2 番)

もう被告人の方がやりましたと言われている事件だったので、量刑を争うみたいな感じだったのですけれども、今まで同種の事案で懲役が大体何年から何年ぐらいにおさまっているよというデータを示していただいていたので、すごくわかりやすかったと思います。

(司会者)

2 番さんの事件でそういうデータを示したのは検察官だけでしたか。それとも、弁護人の方も同じようにされていましたか。

(2 番)

そうですね。両方あって、ここからこの間なのだなということは認識ができました。

(司会者)

そうすると、検察官は同じデータでこの辺の幅だと、弁護人も同じデータで弁護人としてはこの辺が妥当と考えると、そんな議論がされたということによろしいのですか。

(2 番)

その間で話していけばいいのだなというふうに認識しました。

(司会者)

そうすると、双方ともわかりやすい説明をしてもらったという感想でよろしいですか。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしたか。

(3番)

初日からいろいろ資料をたくさん見せていただいて、全て途中経過でグレーなどところがない状態で最後の論告メモをいただきましたので、ここに至ってから特にこれがおかしいとかわかりづらいついとか、そういったことなく拝見いたしました。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さんはいかがでしたか。

(4番)

証拠調べの途中で殺意が被告人にあるような供述になってしまったのもあったので、弁護人の方は大変だったのだらうなというような感じです。

あとは、今、検察官の論告メモを見ていると、その証拠調べのあったことが、事実が書かれていたりというところではわかりやすかったのかなという感じです。

(司会者)

特に4番さんの事件は殺意を争われているということで、検察官、弁護人のそれぞれの証拠の見方が当然違う事件ですね。そこはうまくかみ合っていたなとか、少しずれているのではないかとか、その点はいかがでしたか。

(4番)

かみ合っていたかというところ、どうかなという感じはしましたけれども、そこは

互いの主張が違うので、しょうがない部分ではあるのかなと。見方によってはお互いの見方ができるかなというような印象ではいました。

(司会者)

そうすると、検察官の見方はこうである、弁護人の見方はこうである、それはそれですんなり頭に入ってきたという感じですか。

(4 番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

5 番さんの方は、弁護人がペーパーを配らないで、パワーポイントで示しながら説明したのですね。検察官、弁護人の論告、弁論をお聞きになって、それはいかがでしたか。

(5 番)

検察官の方は防犯カメラの録画内容とか信号サイクルとか、そういう客観的な事実を示しながら、あと、先行車両の方の証言を根拠にしていろいろ結論を導き出しておられて、それは非常にわかりやすく納得性もあったのですけれども。弁護人の方は言っていることがわからないということはないです。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。

検察官と弁護人の立場からすると、論告、弁論は非常に大事なところだと思うのですが、何かお聞きになりたいこと、あるいは今、聞いていて御感想は何かありますか。

(検察官)

また2点ほどあるのですけれども、1点目は冒頭陳述と同じような情報量の問題なのです。ペーパーに文字として残さずに言葉だけで言っていることというのもままあるのです。ただ言葉にしてしまうと頭に残らないから、全て言う言葉は文字に

残した方がいいのではないかという考えもある一方で、文字として全部書いてしまうとやはりペーパーとしては見づらいものができ上がってしまうので、そのあたりの兼ね合いというのが非常に難しいなと考えているところなのです。

ですので、やはり言うことは全部残した方がいいのか、それとも違うのか、そのあたりを教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

(司会者)

4番さん、いかがですか。

(4番)

全部書かれていると、やはりわかりづらいのかなと思います。

必要なところを書いてもらって、あとはこちらで話を聞きながらメモする形の方が。あとは、裁判員も6名、プラス補充の人もいるので、そういう意味では誰かしらが聞いているのかなと思います。

私たちがやったときでも、こうではなかったかという話は当然出てきますし、そういう意味では全部書かれるよりは必要なところ、重要なところを書いてもらった方がいいのかなと。

あと、証拠調べのときでも自分たちでも当然メモしているので、そこと照らし合わせたりもするので、そういう意味では全部ではない方がいいかなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

他の方はいかがですか。何か御感想はありますか。

では5番さん、どうぞ。

(5番)

数字とか何かしら平面とか立体とか、そういったものは多分ペーパーにしていた方がいいと思います。

それ以外の言葉で記憶できるものは、別に言葉でもいいと思いますけれども、数

字とか立体で表すとかといったことは記憶できないので、それはやった方がいいと思います。

(司会者)

他の方も大体同じような御感想ですか。この点は特に異論はないということですか。ありがとうございます。

では、もう1点を伺います。

(検察官)

検察官の求刑についてなのですがけれども、通常、量刑グラフを見せて、その中で例えば6年がピークだったら、本件はこれといった事情からそれよりは重いから7年くらいが相当だというようなことがざっと言うことが多いのではないかと思います。

ただ、7年ではなくて、なぜ8年ではないのかとか、なぜ9年ではないのかとか、細かい求刑の根拠というのは、これまでの検察官の説明で御納得いただけているのか、それとも、もう少しこういった事情も付け加えていただけるとより一層わかったなというのがあったら教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

(司会者)

この点について何か御意見、御感想がある方はおられますか。

5番さん、どうぞ。

(5番)

検察官のはここのグラフに照らし合わせて7年ですとおっしゃったので、それは納得が이었습니다。

(司会者)

他の方はいかがですか。

どうぞ。

(1番)

一番最初に聞いたのは、検察官が示して何年ですというのを出示してきたのですけ

れども、それがあまりぴんと来なかったという感じです。

何でそれを何年と出したのかなというのがぴんと来なくて、部屋に戻ってきて裁判官の方とお話ししていった、こういう感じで出したのではないですかというので、ようやく理解できたのかなと。法廷のときではぱっと出て、どうしてそこに落ち着いたのだらうという疑問がありました。それで、戻ってきてそこを軸にどんどん考えていった感じがしました。

(司会者)

検察官の論告はその数字、実際は1番さんが参加された事件は10年の求刑だったのですが、その10という数字が出てくる過程がちょっとよくわからなかったということですか。

(1番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、3番さんはその点はいかがですか。

3番さん、どうぞ。

(3番)

事件等を一般市民はふだんから目にする機会がとても少ないので、私個人としては、検察の方がおっしゃったり弁護士の方がおっしゃったところが一番妥当なのだろうなという感覚で聞いておりました。

(司会者)

ありがとうございます。

では弁護士の立場から何かありますか。

(弁護士)

今のお話に少し続きますけれども、やはり弁護人の方からも求刑何年が相当だとはっきり提示した方が、皆さんにはわかりやすいという感じですか。

(司会者)

皆さん方の事件で弁護人も求刑に関して意見を述べられたという事件はありましたか。検察官は何年というふうに必ず言うのですけれども、弁護人の方から何年が妥当と。4番さんの事件がそうでしたか。

(4番)

そうですね。

(司会者)

そこはどうですか。評議がしやすかったか、あるいは自分の考えをまとめやすかったか、いかがですか。

(4番)

まず殺人未遂か傷害かというところからあったので、当然検察側と弁護人側では変わるという認識はあったので、やはりそうなのだろうなという感じでした。

(弁護士)

そうすると、今のお話も含めて考えると、どうしてこの量刑が相当なのかと弁護人もきちんとお話をして根拠を示して提示しないと皆さんにわかりにくいし、それが出ればまたそれはそれで納得できるような説明がついていればということなのでしょうね。

(司会者)

1番さんから3番さんの間で、弁護人の方も言ってもらえればわかりやすかったのになという気持ちはありますか。

1番さん、どうぞ。

(1番)

自分のときは弁護人の方も提示されていたと思います。

聞いたのですけれども、何でそれを示したのかはわからなかったという感じでした。

もっとそこをこうだからこうですと細かく説明があれば、その数字も納得できる

のかなという感じでした。

(弁護士)

ありがとうございました。

(司会者)

2番さん、3番さんの事件もたしか弁護人が意見を言っていたと思うのですが、その点はいかがですか。

(2番)

弁護士の方は執行猶予と言っていました。謝ってもいるし反省もしているし、社会的制裁も受けているということで、その理由も説明されていました。

両方からこういう根拠で何年ですみたいなお話をしていただいたので、わかりやすかったなと思います。

(司会者)

そうすると、検察官の論告が本当に正しいのかという観点からすると、弁護人の意見があった方がより考えやすいということになるのですか。

(2番)

はい。あった方がいいと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さんはいかがですか。

(3番)

検察官の方と弁護士の方で救わなくてはいけない方向性が違うのは、裁判を拝見しましてよくわかったのですけれども、検察官がこちらを救わなくてはいけない、弁護側がこちらを救わなくてはいけないという間で、私たちはどこを目指さなくてはいけないのだろうかというのは、やはり難しいというのが実際だと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

よろしいですか。

(弁護士)

あと1点だけいいですか。

(司会者)

どうぞ。

(弁護士)

多分1番さん、2番さん、3番さんは事件の性質上、被害者の代理人が出ていたと思うのですね。被害者参加弁護士が被害者の代理人として意見陳述で意見を述べていた場面があったかどうか。

もしあったのであれば、順番としては検察官の論告を述べた後に、弁護人の弁論との間に入るのですけれども、それがあったのか、あったとすれば、そのお話を聞いて参考にさせていただくことがあったのかどうか、そういうものがあった方がよかったのかどうか、そこら辺の御意見を伺えますでしょうか。

(司会者)

弁護人、検察官以外に、被害者側の弁護士さんが検察官の席に座っていることがあったかもしれませんが、そこは御記憶がありますか。

(2番)

被害者の方がお二人いらしたので代理人の弁護士の方もお二人いて、お一人分ずつ読み上げられていました。

実際に判決を決める前に、最後にもう一回被害者の方の気持ちというのを、御本人ではなくて代理人の方ではありましたけれども、そういったものを聞けたということで、もう一回中立な立場で改めて本当にこれでいいのかなというのを考えられましたし、すごく勇気を出されてあの文を書かれたのかなと思ったので、よかったと思います。

(司会者)

多分、今2番さんがおっしゃったのは、心情に関する意見陳述だと思います。

弁護士さんも検察官と同じように、このぐらいの刑がふさわしい、あるいは厳しい処罰をしてほしいということを弁護士の立場として述べられているのだと思うのですが、それは御記憶がありますか。

3 番さん、その点はいかがでしたか。

(3 番)

まず被害者からのお手紙の形式でお話があったのと、弁護士の方としての見解としてのお話があったのを記憶しております。

被害者の方のお手紙は、もちろん精神的にというか被害についてのお話でしたので、これがどういうことで妥当かということまでは踏み込んではいなかったと思うのですけれども、弁護士の方からのお話としては、専門家からの立場としてこのようなことを出しましたということで、こちらも納得はいたしました。

(司会者)

ありがとうございます。

よろしいですか。

時間も少なくなってきましたので、評議、判決についてお聞きします。

まず十分に意見を述べられたかどうかを裁判所としてはお聞きしたいのですが、1 番さん、そこはどうでしたか。

(1 番)

最初はみんなしゃべるのもあれだったのですけれども、2 日くらい経つてくるとみんな思ったことがようやく出てきて、いろいろなしゃべりやすい雰囲気になっていたので、多分みんな言いたいことは言えたのかなという感じでした。

(司会者)

そうすると、1 番さんはもちろん言いたいことは言えたということでよろしいですか。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、いかがでしたか。

(2番)

やはり裁判員に選ばれたからには、ちゃんと考えてちゃんと意見を言おうという
雰囲気がありましたので、皆さん十分に言えたのかなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしたか。

(3番)

私も、正しいかどうかは別として、自分が考える内容は発言できたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがですか。

(4番)

うまく引き出してもらって、皆さん意見を言っていたと思います。大丈夫だった
と思います。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さん、いかがですか。

(5番)

私たちも意見を、補充裁判員の方も含めて十分におっしゃっていたと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

もう一つ裁判所で引っかかるのは、評議の時間が十分だったのかどうか、あるいは
休憩の取り方がどうだったか、その点も引っかかっているのですけれども、その

点で何か御意見、御感想はありますか。もうちょっと休憩が欲しかったとか、あるいはもうちょっと早く終わってほしかったとか、いろいろ御感想があるかと思うのですが。

3 番さん、どうぞ。

(3 番)

初日に抽選に当たって決まってからの流れがとても早くて、展開が早過ぎてついていけなかったのかなと。

例えば抽選をする日はそれだけ、それで次の日、もしくは次の機会から審理に入るような感じで進めていただいた方がいいかなと思いました。

(司会者)

それは選任を別日にしてほしいということですね。

(3 番)

そうですね。

(司会者)

裁判所もそれを考えますし、そうする事件もあるのですけれども、一方で4日のものも、3日で済んだ方が裁判員の方のためにもなるかなというところもあるので、そこはどうですか。

皆さん方は来るのに支障がない方だったようにうかがえるので、むしろやはり1日おいてもらった方がいいかなという方が多いようですね。

評議に関しては検察官、弁護人はよろしゅうございますか。

あとは判決ですね。我々は原稿を書き上げた上で皆さん方に目を通していただいて、これは評議を尽くした結果がちゃんと反映されているかどうかということも確認させてもらっているのですが、本当に皆さん納得されていたのか、それをお聞きたいのですが。

1 番さん、判決原稿を見たときに、どうですか。

(1 番)

時間があつたので結構話したので、特に問題はなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、いかがでしたか。

(2番)

判決については、すごく上手に文章を書かれているなど、話し合ったことがちゃんと入っていてすごいなと思ったぐらいでした。

(司会者)

ありがとうございます。

3番さん、いかがですか。

(3番)

今まで見たことのないものを初めてそのときに見て、こういったものができ上がってくるのだなというのを、これだけ短い時間の中でこれだけのことをやってきたのだなというのをまとめていただいて、よかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さん、いかがでしたか。

(4番)

同じです。評議の時間の中で話し合った結果があつた上でのものだったので、大丈夫です。問題なかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さん、いかがでしたか。

(5番)

私もみんなで話し合った結果がきれいにまとまっていたので問題なかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

この点は検察官，弁護人は特にございませんか。

これで終了いたしたいと思いますが，今回皆さん方に裁判員として参加していただいたばかりでなくて，こうした形で来ていただいて御意見，御感想を聞かせていただきまして，本当にありがとうございました。

我々裁判官，検察官，弁護士，それぞれの立場から非常に参考になったかと思えます。

こういった成果を踏まえて，我々法曹三者でまたよりよい裁判をしていきたいと思っておりますので，また御協力，御理解をお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。